

## 高知 蔦屋書店オーガニック・エコマルシェ出店基準

### 【高知 蔦屋書店と事務局について】

高知 蔦屋書店は、マルシェの開催告知、場所、ブースの貸し出しと集金作業などを受け持ちます

事務局は(有)高生連が担い、出店希望者の面談、各ガイドラインをクリアしているかどうかの確認、マルシェ出店の出欠確認などを受け持ちます。

(有)高生連

高知県南国市双葉台 1 5 番 1

TEL088-855-8850 Fax088-862-4300

代表 e-mail info@kouseiren.com

〈事務局〉

- ・ 農産物担当 星川茂博
- ・ 加工食品・クラフト担当 山田千夏

### 【基本事項】

1. オーガニック・エコマルシェに出店を希望される方は、事務局を担う(有)高生連のガイドライン担当者の面接を受けていただきます。
2. 面接に際しては、以下の内容を確認させていただきます。
  - ・ オーガニック・エコマルシェ出店基準をクリアし守っていただけるか
  - ・ 農産物ガイドライン、加工食品ガイドライン、クラフトガイドラインをクリアしているか
  - ・ 出店の動機、なぜ有機農業に取り組んだのか、なぜオーガニックな物作りに取り組んでいるのか、など、その方の「思い」
  - ・ 農法や生産（製造）方法、地域の生態系や環境に配慮した物作りを行っているか、ゴミをできるだけ出さない販売にしているか
3. 以上を確認し、趣旨にそぐわない出店の場合はお断りすることがあります
4. 上記の面接で出店に問題ない場合は、オーガニック・エコマルシェ出店者として登録させていただきます（オーガニック・エコマルシェ出店者登録用紙に必要事項を記入していただきます）

### 【出店形態】

1. 出店場所は高知 蔦屋書店 1F の北テラス（屋根つき）
2. 販売ブースは 1.4m 幅のテーブルを使います（高知 蔦屋書店の備品で貸してくれる）
3. 共通の木箱（木箱 9 つと台座のセット）を使って商品をディスプレイします
  - ・購入（税込 13000 円）
4. 真ん中の 2～3m を通路に見立てて、建物側と駐車場側にそれぞれ 10 テーブルずつ並べます（隣との間隔は 0.5m 程度）
5. テーブルは好きなところを選んでください（早いもの順）
6. 火を使った現地調理も可能です。ただし屋台免許、消火器準備等の法令を守ってください
7. 電気を使いたい場合は、事前に蔦屋に申請しないと行けないので、参加連絡時に事務局に連絡してください
8. そのほか出店に必要なものは各自で準備してください

**【開催時間】**

- ・ 10 時～14 時（14 時以降も 16 時までは出店可能です）
- ・ 基本的に 14 時より前の早退は認めていません
- ・ 搬入は 8 時から可能です（10 時までは車をテラスに横付けできます）
- ・ 搬出は終了時刻から可能です（車の横付けはできません）

**【出店連絡】**

- ・ 次回のマルシェに出店するか出店しないかの連絡（メール）を、決められた期限までに必ずしてください

月	火	水	木	金	土	日
		出欠確認 リミット	蔦屋に 参加者連絡	告知期間		
						マルシェ 開催(第2)
		出欠確認 リミット	蔦屋に 参加者連絡	告知期間		
						マルシェ 開催(第4)

### 【退会連絡】

- ・ 事情があってマルシェへの出店をやめる場合は、退会連絡を必ず行ってください

### 【出店料】

- ・ その日の売上金額の15%を出店料としていただきます
- ・ マルシェ終了後に、毎回、高知 蔦屋書店担当者が出店料を集金に回って領収書をお渡しします（金額は自己申告）
- ・ 連続で5回出店すると、特典として5回目の出店料は無料になります
- ・ 出店料は最大4500円です。売上が30000円以上あっても出店料は4500円が限度となります。ただしいくら売上があったかの報告はしてください

### 【出店に際してのルール】

1. 商品の値札（商品名と価格を記入したラベル）は、それぞれのガイドラインに沿って「緑」「黄色」「青」のラベルを使ってください（ラベル用紙は事務局が準備しています）

農産物の店頭表示ラベル (品目や価格を書くためのラベルの紙の色で栽培の区分けを表示する)	
栽培期間中農薬不使用	緑のラベル
有機JAS認証栽培	黄色のラベル
8割減農薬栽培	青のラベル

2. 農産物は「農家記入シート」、加工食品は「加工食品原材料仕入先一覧表」を携行して、お客さんがいつでも見ることができるようにしてください。お客さんからの質問には丁寧に答えてあげてください。

### 【グループ出店について】

単独での出店が難しい生産者については、生産者グループを作って1つのブースに集まって出店することができます。ただしその場合も、生産者それぞれについてマルシェ事務局のガイドライン担当者の面接を受けていただきます。

面接で合格した人でグループを構成して代表者を決めてください（事務局との連絡用）

特定の人だけが毎回店頭に立つのではなく、順番にすべてのメンバーが店頭に立つようにしてください。

### 【遵守事項】

1. 各法律を守ること
2. 製造施設の保全及び衛生に留意すること。特に食品衛生法（昭和22年法律第233

号)の規定に基づく販売においては、事前に保健所等の許可を得ること

3. 農産物栽培、加工食品、クラフトのガイドラインを守ること。守られていない商品については、事務局の判断で販売を禁止することがあります
4. 農産物等の表示について、有機認証を受け、さらに有機JASマークを表示（格付）しているものに限り、「有機」と表示することがJAS法により明確に定められています。これ以外は「有機」と表示することができませんので注意してください。
5. ガイドラインに基づく「農家記入シート」「加工食品原材料仕入先一覧表」は出店時に必ず携帯し、ガイドライン担当者のチェックと指示に従い、お客さんがいつでも閲覧できるようにしてください

#### 【注意事項】

1. 仕入販売は原則として禁止します。  
ただしマルシェ全体の販売品目の幅を広げ、利用者の利便性に寄与するとして、事務局が必要と認めた場合は販売できます。その場合、販売を行う出店者とは別途協議しますので、事務局に相談してください。
2. 販売品に係る責任は出店者が負うものとします。  
クレームに対しての謝罪、交換、返金、情報開示、改善などは責任を持って行ってください。なおクレームやトラブルが生じた場合は事務局に速やかに報告してください。クレームやトラブルの多い店は事務局の判断により出店登録を取り消すことがあります。
3. マルシェ内における出店者間のトラブル（商品の競合など）は、必ず事務局に報告し、各個人のレベルでの話し合いにとどめず解決を図ることとします。
4. ゴミを出さない包装や販売を心がけてください。店から出たゴミは出店する者の責任において持ち帰ってください
5. その他公序良俗に反する行為は禁止します。

\* 池公園の土曜日 高知オーガニックマーケットの出店基準を参考にしています